

議案第1号

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則について

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定め
る規則を別紙のとおり定める。

平成18年8月16日

沖縄県教育委員会

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第28号）の施行期日は、平成18年10月1日とする。

規則案の概要説明

総務課

1 制定を必要とする件名

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

2 制定の経緯と必要性

(1) 平成14年度を初年度とする「沖縄県立高等学校編成整備計画」に基づき、6年間のゆとりある教育の実施、幅広い年齢集団による学校生活、地域活性化の拠点校としての充実等の観点から与勝地域の県立与勝高等学校敷地内に併設型中高一貫教育校である沖縄県立与勝緑が丘中学校を設置することが決定した。
(平成18年2月県議会)

(2) 平成18年沖縄県条例第28号沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の附則において、「この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する」とあり、施行日を制定する必要がある。

3 案の概要

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める。

4 添付資料

平成18年沖縄県条例第28号

沖縄県条例第28号

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び養護学校」を「養護学校及び中学校」に改める。

第2条中「及び別表第2」を「別表第2及び別表第3」に改める。

別表第2中「浦添市字当山750番地」を「浦添市当山三丁目2番7号」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第3（中学校）（第2条関係）

名 称	位 置
沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。